

改正後	改正前
<p><b>3 用語及び定義</b></p> <p>この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>3.1・3.2 （略）</p> <p>3.3  <b>A 種構造用単板積層材</b>            構造用単板積層材(3.2)のうち、主繊維方向に直交する単板を入れないもの又は主繊維方向に直交する単板を入れる場合、<u>4.2.15.1</u>に適合するもの。</p> <p>3.4  <b>B 種構造用単板積層材</b>            構造用単板積層材(3.2)のうち、<u>A 種構造用単板積層材(3.3)</u>以外のものであって、<u>4.2.15.2</u>に適合するもの。</p> <p>3.5～3.8 （略）</p> <p>3.9  <b>二次接着</b>            造作用単板積層材(3.1)にあつては単板積層材同士の積層方向、幅(3.6)方向及び長さ方向の接着。<u>構造用単板積層材(3.2)</u>にあつては同一の等級及び同一条件で製造された<u>同一の厚さ(3.5)の構造用単板積層材(3.2)</u>同士の積層方向の接着。</p> <p>3.10～3.12 （略）</p> <p>4 品質</p> <p>4.1 （略）</p> <p>4.2 構造用単板積層材</p> <p>4.2.1～4.2.6 （略）</p>	<p><b>3 用語及び定義</b></p> <p>この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>3.1・3.2 （略）</p> <p>3.3  <b>A 種構造用単板積層材</b>  <u>構造用単板積層材(3.2)</u>のうち、主繊維方向に直交する単板を入れないもの又は主繊維方向に直交する単板を入れる場合、<u>その使用を最外層の隣接部分に限定したもの</u>。</p> <p>3.4  <b>B 種構造用単板積層材</b>  <u>構造用単板積層材(3.2)</u>のうち、<u>A 種構造用単板積層材(3.3)</u>以外のものであって、<u>4.2.15</u>に適合するもの。</p> <p>3.5～3.8 （略）</p> <p>3.9  <b>二次接着</b>  <u>造作用単板積層材(3.1)</u>にあつては単板積層材同士の積層方向、幅(3.6)方向及び長さ方向の接着。<u>構造用単板積層材(3.2)</u>にあつては同一の等級及び同一条件で製造された<u>構造用単板積層材(3.2)</u>同士の積層方向の接着。</p> <p>3.10～3.12 （略）</p> <p>4 品質</p> <p>4.1 （略）</p> <p>4.2 構造用単板積層材</p> <p>4.2.1～4.2.6 （略）</p>

#### 4.2.7 二次接着

- a) 接着仕上げが良好であり、被着材の外観に調和がとれていなければならない。
- b) 二次接着に用いる接着剤は、原則として二次接着に用いる構造用単板積層材に使用した接着剤と同じ使用環境のものとする。ただし、これ以外の接着剤を使用する場合にあっては、表示する使用環境は、使用されている接着剤のうち最も下位の使用環境とする。
- c) 二次接着により発生する全ての接着層について接着の程度の基準に適合すること。

4.2.8 (略)

#### 4.2.9 寸法

JAS 0701-2 の 4.11 寸法測定の結果、表示された寸法と測定した寸法との差が表 13 の数値以下でなければならない。ただし、厚さ、幅及び長さの寸法の許容差について、特に要求のある場合には製造業者、販売業者又は輸入業者と販売先の協定等による。

表 13—寸法の許容差

単位 mm

区分		表示された寸法と測定した寸法との差	
厚さ	75 mm 以上	±2.0%	
	75 mm 未満	±1.5	
幅	300 mm 以上	±3.0	
	300 mm 未満	±1.5	
長さ		+10.0	-2.0

4.2.10～4.2.14 (略)

#### 4.2.15 単板の構成

4.2.15.1 A 種構造用単板積層材にあっては、a)の基準に適合しなければならない。

- a) **直交単板の配置** 直交する単板を入れる場合は、両最外層から 2 枚目のみに配置すること。

4.2.15.2 B 種構造用単板積層材にあっては、a)から c)までの基準に適合しなければならない。

a)・b) (略)

- c) **単板の構成** 単板の構成は積層方向の中心軸に対して対称であること。また、構成する単板は全て等厚であること。ただし、仕上げ加工による両最外層の単板の厚さはこの限りではない。

4.2.16 (略)

#### 4.2.17 二次接着に用いる構造用単板積層材

次の要件を満たしたものでなければならない。

- a) 構造用単板積層材のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条又は第 30 条の規定による格付の表示が付され、かつ同一条件で製造された旨の情報が伝達されたもの

#### 4.2.7 二次接着の仕上げ等

接着仕上げが良好であり、被着材の外観に調和がとれていなければならない。

4.2.8 (略)

#### 4.2.9 寸法

JAS 0701-2 の 4.11 寸法測定の結果、表示された寸法と測定した寸法との差が表 13 の数値以下でなければならない。ただし、厚さ、幅及び長さの寸法の許容差について、特に要求のある場合には製造業者、販売業者又は輸入業者と販売先の協定等による。

表 13—寸法の許容差

単位 mm

区分		表示された寸法と測定した寸法との差	
厚さ	15 cm 以上	±1.5	
	15 cm 未満	+1.5	-1.0
幅		±1.5	
長さ		+10	-2.0

4.2.10～4.2.14 (略)

#### 4.2.15 単板の構成

(新設)

B 種構造用単板積層材にあっては、a)から c)までの**単板の構成**の基準に適合しなければならない。

a)・b) (略)

- c) **単板の構成** 単板の構成は積層方向の中心軸に対して対称であること。また、構成する単板は全て等厚であること。

4.2.16 (略)

(新設)

注<sup>1)</sup> 接着剤の種類、単板の構成、長さ方向の接着の方法など。

b) 構造用単板積層材の認証製造業者が、4.2 の基準に従い、自ら製造した構造用単板積層材

4.2.18 (略)

附属書 B  
(規定)  
試験試料の採取・試験結果の判定

B.1 試験試料の採取

(略)

表 B.2—構造用単板積層材(JAS 0701-2 の 4.13 ホルムアルデヒド放散量試験, 4.14 浸潤度試験及び 4.15 吸収量試験を除く。)の抜き取り枚数又は本数

単位 枚 (本)

荷口の単板積層材の枚数又は本数	試験用単板積層材の枚数又は本数 <sup>a)</sup>
1 000 以下	4
1 001 以上 2 000 以下	6
2 001 以上 3 000 以下	8
3 001 以上	10

注<sup>a)</sup> JAS 0701-2 の 4.2 冷水浸せき剥離試験, 4.3 煮沸剥離試験, 4.4 減圧加圧剥離試験, 4.5 水平せん断試験, 4.6 ブロックせん断試験, 4.7 含水率試験及び 4.11 寸法測定において、再試験を行う場合は、右欄に掲げる枚数又は本数の 2 倍の試験用単板積層材を抜き取る。

B.2 試験結果の判定

JAS 0701-2 の 4.9 曲げ試験, 4.10 めり込み試験, 4.13 ホルムアルデヒド放散量試験及び 4.15 吸収量試験以外の試験にあっては、1 荷口から抜き取られた試験用単板積層材から切り取られた試験片 (4.7 含水率試験及び 4.12 防虫処理試験にあっては、1 荷口から抜き取られた試験用単板積層材) のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の 90%以上であるときは、その荷口の単板積層材は当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは不合格とする。適合するものの数が 70%以上 90%未満であるときは、その荷口の単板積層材について改めて当該試験に要する試験用単板積層材を抜き取って再試験を行い、その結果、適合するものの数が 90%以上であるときは当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは不合格とする。

4.2.17 (略)

附属書 B  
(規定)  
試験試料の採取・試験結果の判定

B.1 試験試料の採取

(略)

表 B.2—構造用単板積層材(JAS 0701-2 の 4.13 ホルムアルデヒド放散量試験, 4.14 浸潤度試験及び 4.15 吸収量試験を除く。)の抜き取り枚数又は本数

単位 枚 (本)

荷口の単板積層材の枚数又は本数	試験用単板積層材の枚数又は本数 <sup>a)</sup>
1 000 以下	4
1 001 以上 2 000 以下	6
2 001 以上 3 000 以下	8
3 001 以上	10

注<sup>a)</sup> JAS 0701-2 の 4.2 冷水浸せき剥離試験, 4.3 煮沸剥離試験, 4.4 減圧加圧剥離試験, 4.5 水平せん断試験, 4.6 ブロックせん断試験及び 4.7 含水率試験において、再試験を行う場合は、右欄に掲げる枚数又は本数の 2 倍の試験用単板積層材を抜き取る。

B.2 試験結果の判定

JAS 0701-2 の 4.9 曲げ試験, 4.10 めり込み試験, 4.11 寸法測定, 4.13 ホルムアルデヒド放散量試験及び 4.15 吸収量試験以外の試験にあっては、1 荷口から抜き取られた試験用単板積層材から切り取られた試験片 (4.7 含水率試験及び 4.12 防虫処理試験にあっては、1 荷口から抜き取られた試験用単板積層材) のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の 90%以上であるときは、その荷口の単板積層材は当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは不合格とする。適合するものの数が 70%以上 90%未満であるときは、その荷口の単板積層材について改めて当該試験に要する試験用単板積層材を抜き取って再試験を行い、その結果、適合するものの数が 90%以上であるときは当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは不合格とする。